

洲本市 I T 関連事業振興補助制度のご案内

地域産業の振興及び地域の活性化を図ることを目的として、洲本市内で I T 関連の事業所を開設する事業者に対して、兵庫県の補助金に加え、事業所の開設に必要な経費の一部を補助します。

1. 補助金の対象となる方

1. 次の要件をすべて満たしている事業者とする。

- (1) I T 関連事業に対する経験・実績がある事業者であって、市内において新たに I T 関連の事業所を開設し、継続的に3年以上の事業を行う計画を有する者。なお、個人事業者の場合は、市内への居住を要件とする。
- (2) 兵庫県が実施する兵庫版シビックテック推進事業（社会課題解決型 I T 事業所開設支援に係る部分に限る。以下「県事業」という。）による事業計画の認定を受けた者又は受ける予定の者で市長が適当と認めるもの
- (3) 洲本市企業誘致条例（平成 23 年洲本市条例第 2 号）第 3 条に規定による指定を受けていない者
- (4) 当該 I T 関連の事業所の開設に関し、市から補助金等の交付を受けていない者。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (5) 洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付を制限する規則（令和元年洲本市規則第 1 号。以下「制限規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する市税等の滞納者でない者
- (6) 洲本市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年洲本市告示第 13 号）第 2 条第 5 号に規定する役員等が同条第 3 号に規定する暴力団等でない者

2. 補助の内容

1. 補助率は対象となる経費の4分の1とする。

2. 対象経費及び補助限度額は次のとおりとする。

- (1) 新たに開設する事業所の賃借料（利用開始から36ヶ月）
補助限度額2万5千円/月
- (2) 新たに開設する事業所で使用する通信回線使用料（利用開始から36ヶ月）
補助限度額2万5千円/月
- (3) 新たに開設する事業所で必要となる建物改修費（1回限り）
補助限度額50万円：空家等の場合、別途50万円
- (4) 新たに開設する事業所で必要となる事務機器取得費（1回限り）
補助限度額25万円

3. 消費税・地方消費税は補助対象外とする。

3. 事業者の指定

以下の提出書類を下記申請先までご提出し、対象事業所として指定を受けてください

- ① 洲本市 I T 関連事業振興補助金対象事業所指定申請書（様式第 1 号）
- ② 県要項 9 に規定する事業計画認定通知書の写し又は事業計画申請書の写し（兵庫県の機関の受付印が押印されたものに限る。）
- ③ 補助金所要額調書（様式第 2 号）
- ④ 商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号）第 30 条第 1 項第 2 号に規定する履歴事項証明書（個人事業者にあつては、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する届出書の写し（税務署の受付印が押印されたものに限る。））
- ⑤ 直近 2 事業年度分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書をいう。）の写し（個人事業者にあつては、直近 2 年度分の所得証明書の写し）
- ⑥ I T 関連事業に関する経験及び実績を証する書類等
- ⑦ I T 関連の事業所の付近見取図
- ⑧ I T 関連の事業所の建物図面
- ⑨ 補助の区分に応じ、それぞれ別表に掲げる書類
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4. 交付申請・補助金請求

上記の対象事業所の指定を受けた後に、担当課と協議のうえ適切な時期に交付申請等の手続きを実施し、補助金請求を行ってください。

5. その他

- （1）市の予算額の上限に達した時点で、申請の受付を終了いたします。
- （2）補助事業者等が交付規則第 17 条各号に掲げる場合のほか、補助要綱第 3 条に規定する要件を満たさなくなった場合は、指定事業所及び補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

6. お問い合わせ、申請先

洲本市役所 産業振興部 商工観光課 商工労政係（洲本市役所 本庁舎 2 階）
電話：0799-24-7613（直通）

※ ご提出いただく様式は、洲本市のホームページからもダウンロードできます。
URL：<https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/19/6340.html>